

岡崎市監査委員公告第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、岡崎市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項及び岡崎市監査基準第21条第1項の規定によりその内容を公表する。

令和7年7月2日

岡崎市監査委員	高橋重長
同	石川真司
同	畑尻宣長
同	杉浦久直

措置の通知書 (市民安全部 六ツ美支所)

令和6年8月1日から

監査期間

岡崎市監査委員公告第6号関係分

令和7年3月27日まで

監査結果	措置状況
<p>地域協働推進事業費補助金の交付事務において、補助対象外経費を補助対象経費に含めているものがあつたため、関係各課と協議し、適正な対応をされたい。</p>	<p>対象の補助金については、令和6年度は変更申請を提出してもらい是正済みである。</p> <p>また、補助対象経費を適正に審査するため、申請者への口頭確認及び、関係課にも提出された実績報告書を元に重複して補助対象としているものがないか確認するよう改めた。</p>